

2007年5月31日 No.11

Okamoto & Company International Accounting Office / Hanato Tax Accountant Office

国際財務報告基準(IFRS)と

日本の会計基準(J-GAAP)

進行中の議題

2007年3月27日及び28日、日本の企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が日本の会計基準と国際財務報告基準(以下“IFRS”)とのコンバージェンスに向けた、5回目の共同会議を東京で行いました。会議では、無形財産(研究開発を含む)、過年遡及修正、連結の範囲(特別目的会社の開示)、退職後の給付、企業結合などについての議論が行われました。

J-GAAP の評価

2005年にEUが行った会計基準の同源性評価では、CESR(欧州証券規制当局委員会)は26項目にわたる日本の会計基準とIFRSとの相違を報告しました。来年早々には、次回の評価報告が予定されています。現在金融庁と欧州委員会は共同で、双方が認められる会計基準を目指して、コンバージェンスの進捗度合いを双方でモニタリングする仕組みの構築を進めています。

米国での J-GAAP

また、金融庁は米国証券取引委員会と日米双方の会計原則を互いに受け入れることが可能かどうか、コミュニケーションを進めています。しかし、米国証券取引委員会が外国の会計基準を受け入れるためには、その基準が幅広く米国マーケットで使用されていなければならない、またその基準が網羅的、高品質でかつその解釈・適用が継続性を持って行われていなければならない、といった高いハードルを課しているため、受け入れは容易ではありません。

いわゆる“日本版 SOX 法”について

2007年2月15日、「財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準(以下“実施基準”)」が承認され、企業会計審議会により公表されました。この実施基準には、米 SOX 法と比較して以下のような特徴が見られます。

Direct reporting の不採用

実施基準においては、監査人は米 SOX 法が要求するように財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、意見するのではなく、企業の経営陣が行った内部統制の有効性評価が妥当なものかどうかについて意見することとされています。

内部統制評価の対象範囲について

多くの米国上場企業で米 SOX 法対応に多大なコストがかかったことへの反省を踏まえ、実施基準では(全社的な統制などの評価を除き)連結グループ全体の2/3程度の売上高を占める事業拠点を対象

として内部統制の評価をすればよいとしています。また、各事業拠点では売上、売掛金、棚卸資産といった企業活動の根幹をなすプロセスに加え、デリバティブ取引や繰延税金のように不正や虚偽記載が発生するリスクが高いプロセスに絞って統制の評価をすればよい、という記述もあり、具体的な数値やプロセス名を示して企業側が過大な対応をしなくていいような配慮をしています。しかし一方では、米 SOX 法でも対象範囲外とされていた持分法適用関連会社を内部統制評価の対象に含めるなど、企業側が対応に苦慮しそうな面もあります。

ITを使った統制について

実施基準では、ITを使った統制の評価を重要な課題としており、IT統制とその評価についての記述が多くあります。しかしこれによって、ITサービス企業が、ITによる統制の導入が“日本版 SOX 法”対策に必須であるかのように喧伝する事例が見られるなど、皮肉な結果も招いているようです。

実施基準自体の評価は分かれるところでしょうが、いずれにしてもこの公表によって、適用が始まる2008年4月1日以降開始会計年度に向けてようやく各上場企業の“日本版 SOX 法”対策が本格化しています。

2007年税制改正1~6(一部2006年改正含む)

2007年改正のテーマは「中小企業の活性化」「国際競争力の強化」です。2006年の「定率減税の廃止」「同族会社の役員給与と所得控除の法人税課税」等の個人や中小同族企業に対する増税に比べ、今年は経済の活性化を促す傾向であると言えます。ただし、会社法の制定による企業法務の準拠や J-SOX の導入に対するコスト負担、2006年の増税に対する余波が企業や個人に対し2007年以降も影響を残しております。ここに列挙した改正の内容は弊社のクライアントである外資系企業に影響のある項目です。

1. 会社法関連 (東京六本木法律事務所監修)

会社法の制定に基づき決算にあたって企業側が行うべき手続きも明確になりました。以下は法人が行うべき主な手続きです。

1) 定時株主総会での年次決算の承認または報告 (会社法 438 条・439 条)

定時株主総会は通常決算日から3ヶ月以内で開催することが多いです。税務ではこの開催期間を理由に申告期限の延長を申請しています。

2) 定時株主総会での取締役の報酬の決定

2006年の改正で定期同額給与が定義されたことで、その事業年度開始日の属する会計期間開始日から3ヶ月を経過する

日までに改定がされた場合における支給額が同額である定期給与が損金に算入でき、従前の臨時株主総会決議による、廻り昇給や降給、役員に対する歩合給は損金に算入されませんので留意してください。

3) 決算公告(外国法人日本支店を含む)

株式会社は有価証券報告書提出会社を除き、一定の方法により決算の公告を行う(会社法 440 条・819 条)。公告の方法は(1)官報、(2)日刊新聞紙、(3)電子公告があり、定款でその方法を定めますが、定めが無い場合は官報となります(会社法 939 条)。

4) 擬似外国会社

外国の法令にもとづいて設立された会社であって日本に本店を設け、又は日本において営業を行うことを主たる目的とするもの(以下「擬似外国会社」という)は、実質的には通常の外国会社とは異なり、仮に外国で行うのと同様の登記をしたとしても、日本において継続して取引をおこなうことができません(会社法 821 条)。この擬似外国会社に該当する場合は法律面からのアドバイスを弁護士から受けてください。

2. 所得税及び個人住民税の税率の改正

住民税は所得税からの税源移譲により、今年度所得割の税率が、5%、10%、13%から一律 10%(都道府県民税 4%・市区町村民税 6%)へ変更となっています。この変更により、住民税が昨年度より増額になる方がいらっしゃるかと思います。住民税については最低税率が 5% 10%に引き上げ、最高税率が 13% 10%へと引き下げとなりましたが、所得税では逆に最低税率が 10% 5%へ引き下げ、最高税率が 37% 40%へと引き上げとなり、4段階税率構造から6段階へと変更されています。また、住民税を計算する上で人的控除の差に対応した減額措置なども講じられています。これらの措置により、定率減税廃止等に伴う税負担の影響があること以外では、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は、基本的には変わらないと言う事になります。

3. 金融及び住宅税制と適正な納税のための環境整備

1) 上場株式等の配当・譲渡益にかかる軽減税率の一年延長

原則 20%の源泉徴収のうえ総合課税される上場株式等の配当についての軽減税率(10%)の特例が、平成 21 年 3 月 31 日支払分まで延長されました。また、原則 20%の申告分離課税である上場株式等の譲渡益についての軽減税率(10%)の特例が、平成 20 年 12 月 31 日譲渡分まで延長されました。この軽減措置は今回の延長をもって廃止される予定です。

2) 住宅ローン減税の特例の創設

所得税から住民税への税源移譲により中低所得者層の所得税額が減少することに伴い、所得税額が住宅ローン控除額を下回り控除額を使い切れぬ場合があります。そこで住宅ローン減税の効果を確保するために、平成 19 年と平成 20 年に居住の用に供した場合について、控除率を引き下げ一方、控除期間を 10 年から 15 年に延長する下表のような特例が創設されました。

現行制度:

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成 19 年	10 年間	2500 万円以下の部分	・1 年目から 6 年目まで 1.0% ・7 年目から 10 年目まで 0.5%
平成 20 年	同上	2,000 万円以下の部分	同上

今回創設の特例:

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成 19 年	15 年間	2500 万円以下の部分	・1 年目から 10 年目まで 0.6% ・11 年目から 15 年目まで 0.4%
平成 20 年	同上	2,000 万円以下の部分	同上

なお、平成 11 年から平成 18 年までに入居した人については、税源移譲により減少する住宅ローン減税相当額を申告により、平成 20 年度分以降の住民税から控除することができるように措置されています。

3) 投資事業を行う組合等に関する資料情報及び源泉徴収制度の整備

(1) 投資事業有限責任組合の計算書の提出制度

投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益または損失の額について、現行の「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」と同様に、計算書の提出が義務付けられました。この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に提出する計算書について適用されます。

(2) 匿名組合の利益分配に関する支払調書及び源泉徴収制度

従来は、事業者が、10 名以上の匿名組合員と締結している匿名組合契約に係る利益の分配で、居住者又は内国法人に対して支払われるものについて、支払調書の提出と 20%の源泉徴収義務がありました。この度の改正により、この人数要件が撤廃され、平成 20 年 1 月 1 日以後に支払われる、すべての居住者又は内国法人に対する匿名組合契約にかかる利益の分配が支払調書及び源泉徴収制度の対象となりました。

4. 役員給与

1) 特定同族会社の留保金課税制度

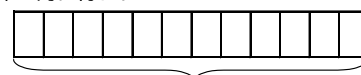
特定同族会社の留保金課税の適用対象となる特定同族会社から「資本金の額または出資金の額が 1 億円以下である会社」が除外されることになりました。この改正は平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より適用されることとなります。

2) 役員給与 - 定期同額給与 -

昨年の改定以降、損金算入可能な定期同額給与としての支給方法には以下のような 4 パターンが考えられます。

支給パターン#1

支給額が全期間とも同額であり、支給額の改定が会計期間開始の第 1 月に行われる

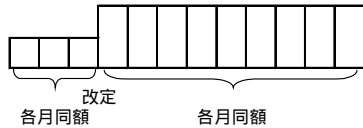


各月の支給額が同額

支給パターン#2

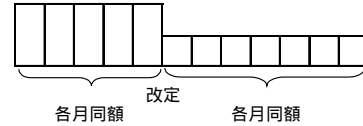
会計期間開始から第 4 月目の支給額が改定される場合
会計期間開始から給与改定時までの各支給時期における支給額がそれぞれ同額であり、かつ、改定以降の各支給時期における支給額がそれぞれ同額であること

役員給与の額が定時株主総会において決議されることを想定



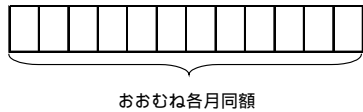
支給パターン#3

経営状態の著しい悪化等により支給額が減額された場合



支給パターン#4

継続的に供与される経済的利益の場合、支給額が全期間を通じて各月ともおおむね同額



3) 遡り支給

改定前は一定の要件のもと遡及の役員給与支払いは損金として認められていましたが、改正により本来の給与改定時に給与額が確定しなかったため、後日遡り支給として支給された場合、増額部分については損金として認められません。

4) 役員変更

役員の変更等により、職務上の地位の変更による給与額改定が行われた場合、その改定は定期同額として適用されます。

5. 減価償却費制度

1) 残存価額及び償却可能限度額の廃止

(1) 平成 19 年 4 月 1 日以後に事業の用に供する有形減価償却資産

残存価額(取得価額の 10%)と償却可能限度額(取得価額の 95%)が廃止され、備忘価額 1 円を残してすべてを減価償却出来るようになりました。

(2) 平成 19 年 3 月 31 日以前に事業の用に供した有形減価償却資産

改正前の制度のまま、取得価額の 5%まで減価償却を続けた後、5%となった事業年度の翌事業年度から 5 年間で備忘価額 1 円になるまで均等償却が出来るようになりました。

2) 定率法における償却率の改正

改正後の定率法の計算は下記の通りとなりました。

(1) 償却率: 定額法の償却率の 2.5 倍

(2) 計算式:

(a) 取得価額又は期首帳簿価額 * (1) = 当期減価償却費

(b) (a) で計算した減価償却費が、下記の式で計算した価額を下回る場合は、その価額を減価償却費とし、その資産の簿価が 1 円になるまで償却する。

その時点での帳簿価額 ÷ (耐用年数 - 経過年数)

3) 固定資産税における償却資産の評価方法

固定資産税における償却資産の評価方法については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法に変更はありません。

6. リース取引

1) リース取引の区分

区分	会計	税務	
		改正前	改正後
ファイナンス・リース取引(*1)	所有権移転	売買取引 (金融処理)	売買取引 (金融処理)
	所有権移転外	賃借取引 (金融処理)	みなし売買取引 (金融処理)
オペレーティング・リース取引	賃借借処理	賃借借取引	賃借借取引

(*1) リース期間中の解約不能等(ノンキャンセラブル)、および賃借人が利益享受かつ費用の実質負担(フルペイアト)

2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引における借り手側の税務処理

(1) 法人税

	税務上の処理
耐用年数(償却期間)	リース期間
残存価額	ゼロ
償却方法	定額法
支払利息の配分	利息法または定額法
少額リース(*1)	賃貸料(リース料)を償却費として取り扱う
短期リース(*2)	

(*1) 原則として、1 件あたりのリース総額が 300 万円以下のもの

(*2) 原則として、1 年以内のもの

(2) 消費税

消費税についても、法人税同様に売買に準じて取り扱われます。

(3) 固定資産税

地方税法上は、所有権留保付売買と同様に、売主(貸手)と買主(借手)の共有物とみなして連帯納税義務を有するものとされていますが、これまでは貸手(リース会社)が固定資産税を負担しているのが一般的でした。今後についても従来どおり、貸手(リース会社)が申告納税する措置が講じられました。

最新給与情報

平成 19 年 4 月より健康保険を始め、労働保険・社会保険の多方面で法改正が実施されました。

1. 健康保険

会社法の制定に基づき決算にあたって企業側が行うべき手続きも明確になりました。以下は法人が行うべき主な手続きです。

1) 標準報酬月額の上限・下限の見直しとして、上限・下限共に 4 等級が追加となり 39 等級から 47 等級へ拡大。

2) 標準賞与額の上限は年間(4/1 ~ 翌年 3/31)の累計額で 540 万円に。

3) 出産手当金と傷病手当金の給付率が引き上げられ、標準報酬日額の 60% から標準報酬日額の 2/3(66.66%)が支給される。

4) 任意継続被保険者に対する傷病手当金・出産手当金が廃止。(ただし、平成 19 年 4 月 1 日の前日において既に受給している方や受給資格のある方は、経過措置として平成 19 年 4 月 1 日以降も支給される。)

5) 資格喪失後の出産手当金(退職後 6 ヶ月以内の出産に対する給付)の廃止。

6)70 歳未満の被保険者は、病院の窓口において一定限度額の支払いのみで、病院による高額療養費請求が可能に。ただし、事前に保険者の認定を得て、限度額適用認定証の交付を受ける事が必要。

2. 厚生年金保険

- 1)平成 19 年 4 月 1 日以後の離婚による婚姻期間中の報酬比例部分の年金分割(両者の合意又は家庭裁判所の決定による)制度の開始。
- 2)70 歳以上(ただし、S12.4.2 以降生まれの人に適用)の在職の方について、老齢厚生年金の全額又は一部に支給停止のケース有り。事業主は、該当する従業員の雇用・退職・賃金に関する届出が必要。

3. 労働者災害補償保険

石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、全ての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金(前年度の賃金総額×0.05/1000)の申告・納付が開始。

4. 雇用保険

雇用保険料率の改定は、以下の通り。

	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15 / 1000	9 / 1000	6 / 1000
農林水産・清酒製造の事業	17 / 1000	10 / 1000	7 / 1000
建設の事業	18 / 1000	11 / 1000	7 / 1000

5. 国民年金

国民年金保険料が 240 円引き上げられ、(月額)14,100 円に。

6. 男女雇用機会均等法

- 1)女性のみではなく男女双方に対する差別が禁止。また、募集・採用・配置(業務の配分及び権限の付与を含む)・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・解雇の段階から、さらに対象を以下のように明確化、追加。
降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨、労働契約の更新。
- 2)セクシャルハラスメント対策が事業主の雇用管理上、義務化された。女性に限らず、男性も保護の対象に。

7. 社会保障協定

2005 年 10 月に日米社会保障協定が発効され、5 年以内の駐在なら自国での社会保障制度の適用証明書を提出することにより、互いの国の制度加入が免除されるようになった。また、米国民年金と日本の年金が通算されることになり、両国の年金期間が合わせて 10 年あれば米国の年金が、25 年あれば日米それぞれの年金が支給される。同様の協定が今年 1 月にベルギーとの間で発効され、6 月にはフランスと発効予定である。現在、カナダとオーストラリアが発効に向けて準備中で、オランダとは交渉中である。

山本社会保険労務士事務所の開設

2007 年 4 月 1 日、特定社会保険労務士・年金アドバイザーの山本容子さんがオカモトアンドカンパニー内に事務所を移設しました。

業務内容

- 1) 社会保険・労働保険のコンサルティング、諸手続

2)就業規則、36 協定等の規程集の作成、労務管理、労務コンサルティング

3)老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の裁定請求

4)年金相談(実績 約 2500 件)

5)各種助成金の請求

日本では、法人は必ず、社会保険・労働保険の適用の手続きをする必要があります。山本社会保険労務士事務所は、適用・給付関係書類の作成など、社会保険・労働保険業務すべてにおいてサポートいたします。人事・労務のアドバイザーとして、社会保険・労働保険業務の速やかな実行、行政との対応や交渉、個別労働紛争における交渉・代理をいたします。

英文アニュアルレポート

(財務セクション)作成サービス

多くの国内上場企業で海外投資家向けの情報開示の重要性が年々増している中、代表的な情報開示ツールとなっている英文でのアニュアルレポートですが、特にその中の財務セクション(英文財務諸表および注記)の作成については悩まれることも多いのではないのでしょうか。英文アニュアルレポートの財務セクションは、多くの場合日本の証券取引法に基づいた財務諸表を英訳したものです。日本基準の財務諸表の表示方法はさまざまな点で米国 / 国際会計基準によるものと異なるため、その単純な英訳では海外の投資家にとって理解しづらいものになってしまい、有効な情報開示にはなりません。場合によってはせっかく作成したアニュアルレポートがかえってマイナスイメージに繋がってしまうかもしれません。一方で完全に米国 / 国際会計基準の開示要求を満たした英文財務諸表を作成しようとすると、多大な追加作業が必要となります。「日本企業の作成する英文アニュアルレポート」に明確な作成基準が存在しない中で、適度なコストで有効な情報となる財務セクションの作成に頭を悩ますこととなります。

オカモトアンドカンパニーでは、米国 / 国際会計基準と日本の会計基準双方を理解した US CPA が、様々な日本企業の英文財務諸表作成から得たノウハウに基づいて財務セクションの作成を行うことによって、海外投資家にとって理解しやすく、上場企業にとっては有効な情報開示ツールとなるような英文アニュアルレポートの作成を強力にバックアップします。

㈱オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 /
花登博子税理士事務所

〒102-0083 東京都千代田区平河町 1-2-10

平河町第一生命ビルディング

TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950

<http://www.okamoto-co.co.jp>

注意

誤字脱字、内容の間違い等が無いよう注意深く編集されていますが、もしそのような事があった場合でも株式会社オカモトアンドカンパニーは如何なる責任も負いません。

本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにいかなる方法においても無断で複製、複製、出版、配布することは禁じられています。